

どんなことに使われるの？

4つのポイントを紹介します！

1 戰略的な観光地域づくり

地域資源を生かした長期滞在向けの観光コンテンツを充実させます。

例 夜間・早朝イベントや農林水産業体験など、体験型観光の拡充

2 観光地間の交通アクセス向上

多様な交通手段の確保や交通案内の充実により、観光地を巡りやすくします。

例 広域周遊バスツアーやレンタサイクルなどの導入、地図アプリ情報の充実

3 快適な受け入れ環境の整備

観光案内の多言語化や、宿泊事業者的人材確保・育成への支援など、観光客が快適に滞在できる環境を整えます。

例 観光ガイドの育成、宿泊事業者向けのスキルアップ研修の実施

4 効果的なプロモーション

宮城の魅力を国内外へ発信し、新たな観光客の呼び込みやリピーターの増加を図ります。

例 海外旅行会社の招請やSNSなどを活用した情報発信の強化

よくある質問

Q1 1月13日(火)以降の旅行を予約済みです。課税されますか？

はい。すでに予約をしている場合でも、宿泊日が1月13日(火)以降であれば、課税されます。

Q2 子どもにも課税されますか？

はい。年齢に関わらず、宿泊料金が1人1泊当たり6000円以上の場合、課税されます。

Q3 ビジネスや帰省など観光目的ではない宿泊にも課税されますか？

はい。宿泊の目的に関わらず、全ての宿泊者に課税されます。

Q4 個人で行う教育旅行は免除になりますか？

免除にはなりません。小・中学校、高校などの校長が証明する修学旅行や部活動のみ、免除になります。

【税に関すること】税務課 ☎022(211)2324
【観光施策に関すること】観光戦略課 ☎022(211)2823

宿泊税について詳しくはこちら



宿泊税を導入します

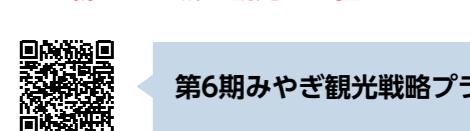
— 宮城の魅力を未来へつなぐために —

県は、宿泊税を1月13日(火)から導入します。宿泊される皆さんからお預かりする大切な税金は、快適に滞在できる環境の整備や観光振興の推進に活用し、地域経済の持続的な発展につなげていきます。

どうして導入するの？

新しい宮城の観光を目指します／

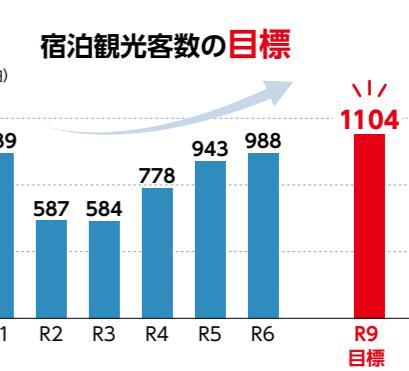
観光を通じて地域のにぎわいを生み出し、活力ある宮城の未来をつくるためです。



本県の観光を取り巻く環境は、人口減少による人手不足や多様化する観光ニーズへの対応、外国からの観光客が全国に比べて少ないことなど、さまざまな課題を抱えています。

これらの課題に対応するとともに、観光を通じて地域のにぎわいや経済を支え、地域がこれからも発展していくよう、選ばれる観光地としての魅力を高めることが大切です。

こうした取り組みをさらに充実させるための財源として、宿泊税を導入します。



どんな制度？

宿泊税納入の流れ

宿泊者宿泊施設宮城県

宿泊者宿泊施設宮城県

県内の宿泊施設に宿泊される皆さんに負担いただく、県独自の税金です。

対象	1月13日火以降の宿泊
支払う方	県内の旅館、ホテル、簡易宿所、民泊施設に宿泊した方
支払う額	1人1泊当たり 300 円
支払い方法	各宿泊施設が指定する方法
免税点	1人1泊当たりの宿泊料金(素泊まり・税抜き)が6000円未満の場合は課税しません。
課税免除	学校長などが証明する次の宿泊には課税しません。 ●教育課程内の教育活動(修学旅行など)や部活動に伴う宿泊 ●保育所、認定こども園などの活動に伴う宿泊

免除には、学校長や園長が作成した証明書を宿泊施設に提出する必要があります